

特集

賢い消費者を目指しましょう

社会のために自分のために

私たちは、日常生活において無意識のうちにさまざまな契約をしながら、消費活動を行っています。

お金を支払って商品を買ったり、交通機関やスポーツ施設などを利用したりする人は、年齢に関係なくすべて「消費者」です。

今回の特集では、契約や消費者トラブルについて紹介します。消費者としての心構えなどを理解し、賢い消費者を目指しましょう。

1. 契約ってなに？

契約とは、法的な拘束力をを持つ約束のことで、申込の意思表示と、それに対する承諾の意思表示が合致（合意）することで成立します。私たちは、日常生活の中で、さまざまな契約をしています。

2. 身近にある契約

私たちの身の回りには、さまざまな「契約」があります。売買契約や賃貸借契約など多岐にわたり、次に挙げるものはすべて契約です。私たちは知らず知らずのうちに、いろいろな契約をしながら日常生活を送っています。

①電車に乗る



②クリーニングに出す



③カラオケをする

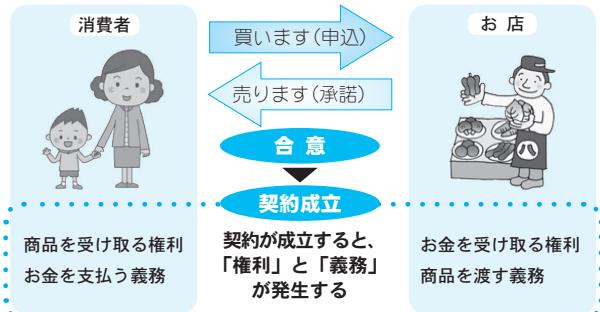


④映画を見る



3. 契約の基本ルールを理解しよう

契約と聞くと、契約書を交わして印鑑を押す場面を想像するかもしれません、口約束でも成立し、契約をするか否か、契約の内容をどうするのかなどは、当事者が自由に決めることができます。



4. 契約内容をしっかり確認しよう

契約後に「やっぱりやめたい」と思っても、一度契約をすると、一方的にやめることは原則できません。契約する前に本当に必要なものかよく考え、契約の内容や条件をよく検討しましょう。



チェックリストでもう一度確認してみましょう！

- ① 本当に今、必要な商品・サービスですか？
- ② 他社の同種の商品やサービスと、品質や価格を比べて検討しましたか？
- ③ 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名は確認しましたか？
- ④ 何を、いくつ、いくらで契約するのか明確ですか？
- ⑤ 口頭での説明や約束事は、契約書に書いてありますか？
- ⑥ 解約についての契約条項はありますか？
- ⑦ 通信販売の場合、返品などの条件を確認しましたか？

その① 定期購入トラブル

インターネットの広告でお試し価格100円のサプリを注文した。その後は注文しなかったのに、1か月後に同じ商品が届き、3,000円の請求書が入っていた。慌てて事業者に連絡すると、広告には6か月の定期購入であることが明記されているため、7か月目以降にしか解約できないと言われた。



その② SNSを発端としたトラブル

SNSやマッチングアプリで知り合った友人から、儲かるビジネスに誘われた。

すぐに元がとれるというので、消費者金融で借金をして契約したが、全く儲かることなく、借金だけが残ってしまった。

若者が巻き込まれやすい 契約トラブル事例

その③ タレント・モデル契約トラブル

【タレント契約トラブル】

オーディションに応募して二次審査まで合格し、芸能事務所と契約した。契約の際に「歌手としてデビューさせてあげる」と言わされたが、自分のCD180枚を約50万円で買い取らなければならなくなってしまった。



【モデル契約トラブル】

「絵画モデル、手や足の撮影モデルで高収入が得られる」という募集を見て、業者に連絡をとて面接を行ったところ、アダルトサイトやアダルトDVDへの出演を勧められた。

4/1
から

成年年齢が20歳から18歳に 引き下げられます！

民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に変わります。この成年年齢の引き下げによって、若年層がひとりで契約を行う機会が増えるため、特に18・19歳を中心とした若年層消費者の被害増大が懸念されています。

消費者トラブルを未然に防止するため、今回の法改正を正しく理解して、契約に関する知識やさまざまなルールを学びましょう。

Q. 「成年年齢」はどのように変わる？

A. 令和4年4月1日現在で、18歳または19歳に達している人はその日から成人となり、17歳の人は18歳の誕生日から成人になります。

Q. 成人になると何が変わる？

A. 親などの保護者の同意がなくても、契約ができるようになります。逆に、保護者の同意なしに交わした契約を取り消すことができなくなります。

新たにできるようになる契約

- ・アパートの賃貸借契約
- ・携帯電話の契約
- ・クレジットカードを作る
- ・消費者金融でお金を借りる など

Q. 成人になったら、注意することは？

A. 交わそうとしている契約が、本当に必要かどうかよく検討しましょう。また、契約に関する知識を習得し、冷静に判断する力を身に付けましょう。